

平28福情答申第3号

平成28年7月20日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

(保健福祉局生活衛生部生活衛生課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例の一部を改正する条例(平成28年福岡市条例第7号)による改正前の福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成27年5月21日付け保生第63-1号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課による、地域猫活動における、各実施地区の地区名、住所、代表者、参加者数、野良猫の手術頭数、聞き取り調査結果、実施に至るまでの説明会実施等の時系列一覧、および各実施地区における、給餌・清掃・不妊去勢手術等の計画書や、それら実施実績を示す報告書、および活動を証明する写真画像」の一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課による、地域猫活動における、各実施地区の地区名、住所、代表者、参加者数、野良猫の手術頭数、聞き取り調査結果、実施に至るまでの説明会実施等の時系列一覧、および各実施地区における、給餌・清掃・不妊去勢手術等の計画書や、それら実施実績を示す報告書、および活動を証明する写真画像」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が福岡市情報公開条例第7条第1号及び第5号を理由として行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）については、指定地域名のうち町名の部分は、公開とすることが妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成27年3月6日付け保生第403-002号で実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるとともに、その写しの費用の負担を実施機関に求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成27年2月16日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成27年3月6日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成27年5月8日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書、第2反論意見書、第3反論意見書、証拠説明書、書証及び平成28年3月29日の口頭意見陳述において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 地域猫活動について

福岡市が平成21年10月から開始した「飼い主のいない猫との共生支援事業」(以下「地域猫活動」という。)による野良猫への給餌行為は、野良猫の減少や被害の減少効果があるとは言えず、人格権ないし人格的利益の侵害、すなわち人権の侵害であり不法行為であり、給餌者たる個人ないし団体及び福岡市による共同不法行為である。

(2) 本件対象文書の信憑性について

ア 本件対象文書により、指定地域の一部で野良猫の増加が確認されており、申請対象頭数と施術頭数に大幅な乖離も見られる地域が散見されているながら、最終的な合計申請対象頭数と合計施術頭数が近似値で収まっている事は、公開された文書の信憑性に強い疑念を抱かせる。

また、地域猫活動を証明する写真画像もほんの一部の地域しか公開されておらず、その他の地域で地域猫活動が実際に行われているか疑わしいばかりか、公開された地域での活動状況写真も、当該地域の状況であることを担保するものではなく、強い疑念を抱かせるとともに、指定地域における不妊去勢手術が他の飼い猫にも施されているのではないかという疑念すら考えられる。

イ 平成27年8月から11月にかけて福岡市が配布・回収した「地域ねこ活動に関する住民アンケート」及び平成27年7月から12月にかけて福岡市が活動者に聞き取りを行った「地域猫現況調査票」について実施機関と話をしていの中で、実施機関が請求時点に公開すべきであった「聞き取り調査結果」及び「実施実績を示す報告書」を公開せずに隠ぺいしていた事実が判明した。これは、明らかに杜撰極まりない、活動実態の情報隠ぺいである。

(3) 実施機関の主張に対する反論について

ア 「代表者の氏名、住所、電話番号及び活動者氏名」部分の非公開決定に対する反論

福岡市の地域猫活動は、生活妨害すなわち公害であり、それにより福岡市

民の人格権を侵害する不法行為である可能性は極めて高い。

そして、地域猫活動の結果、野良猫は屋外の論理的行動範囲内において、見えない場所で死ぬことになり、磔死体のように回収される事がない。この事は、公衆衛生の観点から、極めて不衛生な状況が発生させ、市民及び社会に対して重大な悪影響を及ぼすものであり、様々な法令に反する可能性は極めて高い。

また、上記(2)ア記載のとおり、福岡市の地域猫活動は、適切な活動が実際に行われているか疑わしいばかりか、強い疑念を抱かせるものである。

これらのことから、「代表者の氏名、住所、電話番号及び活動者氏名」について、条例第7条第1号に該当するという福岡市の弁明は、条例第1条に反し、また、条例第7条第1号ただし書イに反することは明白であり、本件決定は失当である。

イ 「地区名、住所及び活動地区周辺地図」部分の非公開決定に対する反論

福岡市の地域猫活動は、迷惑餌やり行為にすぎず、権利侵害や環境衛生の重大な悪化を招く、違法性の疑いが強いものであり、福岡市の言う「事業の適正な遂行」とは、違法・不法行為である疑いが強い。

大濠公園界隈の地域猫活動は既に福岡市共働事業提案制度により公表（甲5）されており、福岡市の説明は論理的に矛盾する。また、地域猫連絡協議会（甲6）なる指定地域の連絡団体が存在しており、指定地域の状況はすでに共有状態にあるばかりか、指定地域のみならず、何の関係もない一般市民も参加している事から、すでに多くの人間が指定地域について知っている状態である。

さらに、野良猫の被害に遭っている市民は当然に指定地域について知る資格があり、知らされないと言う事は公平・公正ではない。地域猫の指定地域が公開されていないため、指定地域を知らずに引っ越しをすると、不測の損害を負う可能性があり、自身の引っ越しが妨害されている。

これらのことから、「地区名、住所及び活動地区周辺地図」について、条例第7条第5号に該当するという福岡市の弁明は、条例第1条に反し、また、条例第7条第1号ただし書イに反することは明白であり、本件決定は失当である。

(4) 公金の支出について

福岡市が地域猫に関する公金を支出していることについては、地域猫活動が公害であることから容認できない。

(5) 結論

地域猫活動は、福岡市民に対しての詐欺および強要による迷惑餌やり屋外飼育活動であり、福岡市及び活動者による福岡市民に対する生活妨害活動、公害排出活動であり、当該活動に多額の公金が支出されていることは容認できない。

条例第7条第2号には、「ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」とあり、その「除く」とは、「公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止し、発生している危害を排除し、若しくは拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために公開することが必要と認められるものをいう。」と、福岡市の条例の解釈及び運用に記載がある。

よって、異議申立人が情報公開請求をしている公文書は、まさに公害に関するものであり、当然に公開が認められるものであるため、公開を求める。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年2月22日の口頭意見陳述等において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書の特定及び異議申立人の主張に対する回答

ア 本件対象文書の特定

実施機関は、本件決定の際、「福岡市飼い主のいない猫との共生支援事業実施状況」（以下「実施状況一覧表」という。）及び別表の「当初交付対象文書」の欄に掲げる文書を本件対象文書として特定している。

しかし、本件決定後の異議申立人とやりとりの中で、本件決定で特定した対象文書以外の対象文書（別表キの欄（「追加交付対象文書」））があるこ

とが判明したため、平成28年3月25日に、異議申立人に追加交付を行った。

イ 異議申立人の主張に対する回答

本件対象文書のうち、「実施状況一覧表」に対する異議申立人の主張（第3, 1, (2)ア, 1段落目参照）については、偶然のことである。実施状況一覧表の「対象猫頭数」の欄の猫頭数に対して「不妊・去勢手術の実施状況」の猫頭数が増えている理由の一つは、申請時点に対象猫頭数を把握しきれておらず、後で判明した猫がいたためである。また、「不妊・去勢手術の実施状況」の欄は、事業開始時点に作成したものを時点修正して上書きしてきたものであるが、「対象猫頭数」の欄は指定申請時点の猫頭数のまま上書きされていないからである。

また、写真画像に対する異議申立人の主張（第3, 1, (2)ア, 2段落目参照）については、追加交付対象文書を含めた本件対象文書が、実施機関が保有している全ての対象文書であり、写真画像も当該対象文書に入っているものが全てである。

(3) 本件決定を行うに至った理由

ア 地域猫活動について

地域猫活動とは地域住民が主体となって、周辺住民の理解を得た上で、屋外で生活する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせ、トイレやエサやりの時間を決めるなど、一定のルールに従い猫を世話することで、飼い主のいない猫に起因する問題の解決を図っていく活動である。福岡市は、地域猫活動の指定に対し、1年間の不妊去勢手術の無償実施、活動に関する情報提供や助言などの支援事業を行っている。

イ 条例第7条第1号及び第5号該当性について

本件決定は、条例第7条第1号及び第5号に該当するものとして本件対象文書の一部を非公開としたものである。

(7) 条例第7条第1号該当性について

指定地域の代表者氏名、住所、電話番号及び活動者氏名は、個人に関する情報であり、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされるものではなく、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するために公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条

例第7条第1号に該当する。

ホームページで地域ねこ守り隊事業の実施報告が掲載されていることを異議申立人から指摘されているが、当該資料は福岡市共働事業提案制度平成24年度実施事業中間報告会で提示したものであり、当該報告会で公開されることは地域の了承を得ている。当該地域は、地域ねこ守り隊事業を紹介するためのモデル地域であり、他の地域とは性質が異なると考えている。

(イ) 条例第7条第5号該当性について

指定地域の地区名、住所及び活動周辺地図については、公にすることにより活動地域が特定され、当該地域に他地域から持ち込まれる捨て猫及び地域外住民による猫への給餌の発生などにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。

また、実施機関としては、指定地域を公開することになると、今後、捨て猫や地域外住民による猫への給餌の発生をおそれて、地域が指定を希望しなくなるおそれがあると考えており、これについても、条例第7条第5号に該当すると考えている。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書の特定について

- (1) 異議申立人の求める対象文書として実施機関が本件決定時に特定した本件対象文書は、実施状況一覧表及び別表キの欄を除く当初交付対象文書のとおりであるが、その後、別表キの欄の追加交付対象文書のとおり、実施機関は追加で本件対象文書を特定している（上記第3，2，(2)参照）。当審査会において、実施機関が特定したこれらの本件対象文書を見分したところ、異議申立人が求める文書と認められるものであった。
- (2) 一方、異議申立人の主張によると地域猫活動を証明する写真画像が一部の地域でしか公開されておらず、また、実施機関が請求時点に公開すべきであった本件対象文書を公開していなかったことから、本件対象文書の特定に不信を抱いている状況があるため、当審査会において、実施機関が特定した本件対象文

書以外の文書が存在しないか、改めて確認を行ったが、実施機関からは、本件対象文書は実施一覧表及び別表のとおりであり、それが全てである旨の回答がなされた。

- (3) 当審査会としては、当該実施機関の説明について特段の不合理的な点は認められず、実施機関がその他本件対象文書を保有又は作成していることをうかがわせる事情も認められないことから、実施状況一覧表及び別表に掲げる文書を本件対象文書として特定した実施機関の特定は妥当と判断し、以下、条例第7条の非公開情報の該当性の有無について判断する。

2 条例第7条について

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定している。

もつとも、条例第7条第1号は、本文に該当するものであっても、同号ただし書に該当する場合には公開しなければならない旨を規定している。

まず、同号ただし書アの規定は、個人情報に該当する場合であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、非公開情報から除外することを定めるものであるが、このうち、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいい、また、公にすることが予定されている情報とは、公開請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。

次に、同号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。なお、異議申立人が主張する条例第7条第2

号ただし書イも同様の趣旨の規定である。

また、同号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(2) 条例第7条第5号について

条例第7条第5号は、市の機関等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報として規定している。

そして、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることによる利益との公益性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。

3 条例第7条該当性について

以下、実施機関が非公開とした部分の個別判断を行う。

(1) 「指定地域の地区名及び住所」について

ア 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、「指定地域の地区名及び住所」のうち「指定地域の住所」については、代表者の個人宅の住所を記載している事例が多く見受けられた。

そうすると、当該情報は、条例第7条第1号本文に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」と評価できる情報に当たるとも認められる。そして、当該情報は、法令等の規定又は慣行として公にされている情報ともいえないことから、同号ただし書アに該当するとは言えず、また、同号ただし書ウに該当するものでもないと認められる。

イ 異議申立人は、野良猫への給餌による生活妨害、すなわち、人格権の侵害がなされていること、指定地域の地区名が公開されていないことから自身の引っ越しが妨害されていること等の理由を挙げ、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、「指定地域の住所及び住所」は公にすることが必要であると認められる情報であると主張し、個人情報であっても条例第7条第2号ただし書イ（当該規定は、第7条第1号ただし書イと同様の趣旨の規定）に該当するので公開すべき旨主張していると解される。

ウ 一方、実施機関は、「指定地域の地区名及び住所」を公開することによっ

て、活動地域が特定され、当該地域に他地域から持ち込まれる捨て猫及び地域外住民による猫への給餌が発生すること、また、今後、捨て猫や地域外住民による猫への給餌の発生をおそれて、地域が指定を希望しなくなるおそれがあることから、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第5号に該当すると主張する。

しかしながら、これらの情報の公開による「支障」の程度については、軽微な支障ではなく、相当程度の重大性が求められ、「おそれ」の程度についても、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められるものである。

エ 当審査会において、「指定地域の地区名及び住所」の条例第7条第1号ただし書イの該当性について検討したが、本件事案においては、条例第7条第1号本文の非公開情報として保護されるべき個人情報、すなわち、「指定地域の地区名」及び代表者の個人宅の住所と一致する「指定地域の住所」を公開することによる個人の権利利益を害するおそれと、異議申立人が主張する野良猫の給餌による人格権の侵害や自身の引っ越しが阻害されている事情を総合的に勘案した結果、条例第7条第1号ただし書イで規定する「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境」の保護の必要性が上回る事情は認められなかった。

しかしながら、当審査会としては、「指定地域の地区名及び住所」については、当該情報の町名の部分までの公開であれば、実施機関が危惧するような条例第7条第5号本文に規定する事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、同条第1号本文に規定する個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないと判断する。

よって、以上のことから、「指定地域の地区名及び住所」については、町名（〇〇町△丁目まで表示）の部分までは公開すべきと判断する。

(2) 「代表者の氏名、住所、電話番号及び活動者氏名」について

ア 次に、実施機関が条例第7条第1号本文に該当するとして非公開とした「代表者の氏名、住所、電話番号及び活動者氏名」の部分の情報は、同号本文に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に当たることは疑いようもない。そして、これらの情報は、法令

等の規定又は慣行として公にされている情報ともいえないことから、同号ただし書アに該当するとは言えず、また、同号ただし書ウに該当するものでもない。

イ しかしながら、異議申立人は、上記(1)イと同趣旨で、当該情報は条例第7条第1号ただし書イに該当するので公開すべき旨主張していると解されるので、以下、当審査会としては、「代表者の氏名、住所、電話番号及び活動者氏名」が非公開情報の例外を定めた条例第7条第1号ただし書イに該当するかどうかを判断することとする。

ウ そして、本件事案においては、条例第7条第1号本文の非公開情報として保護されるべき個人情報、すなわち、「代表者の氏名、住所、電話番号及び活動者氏名」を公開することと、異議申立人が主張する野良猫の給餌による人格権の侵害及び自身の引っ越しが阻害されている事情を総合的に勘案した結果、条例第7条第1号ただし書イで規定する「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境」の保護の必要性が上回る事情は認められなかった。

よって、当審査会としては、条例第7条第1号本文により「代表者の氏名、住所、電話番号及び活動者氏名」を非公開とした実施機関の判断は妥当であると判断する。

(3) 「活動周辺地図」について

ア 実施機関が条例第7条第5号に該当するとして非公開とした「活動周辺地図」について、当審査会で見分したところ、指定地域を示す地図上に給餌場所やトイレの位置の印が付されていた。

イ 当審査会としては、当該地図については、給餌場所やトイレがある個人ないしは当該箇所の付近に位置する個人を特定する情報が記載されているものであるから、当該地図は、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に当たるものと判断する。

そして、当該地図については、法令等の規定又は慣行として公にされている情報ともいえないことから、条例第7条第1号ただし書アに該当するとは言えず、また、同号ただし書ウに該当するものでもない。

ウ しかしながら、異議申立人は、上記(1)イ及び(2)イと同趣旨で、当該情報は条例第7条第1号ただし書イに該当するので公開すべき旨主張していると解されるので、以下、当審査会としては、「活動周辺地図」が非公開情報の例外を定めた条例第7条第1号ただし書イに該当するかどうかを検討したが、本件事案においては、条例第7条第1号本文の非公開情報として保護されるべき個人情報、すなわち、「活動周辺地図」を公開することと、異議申立人が主張する野良猫の給餌による人格権の侵害及び自身の引っ越しが阻害されている事情を総合的に勘案した結果、条例第7条第1号ただし書イで規定するにより保護されるべき「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境」の保護の必要性が上回る事情は認められなかった。

よって、当審査会としては、「活動周辺地図」については、条例第7条第1号により非公開とすべき情報であるから、同条第5号により非公開とした実施機関の判断は、結論としては妥当であったと判断するものである。

4 異議申立人のその他の主張について

(1) 地域猫活動に関する主張について

異議申立人は、地域猫活動の違法・不当性を縷々主張しているが、実施機関の制度の違法・不当性の判断については、当審査会の事務分掌を超えるものである。

(2) 謄写費用について

謄写費用については、当審査会ではなく、情報公開室において所管している。なお、情報公開室において、「公益上その他特別の理由があると認めるとき」、例えば、「公開決定等に対する不服申立ての審査の結果、当該不服申立てに係る公開決定等を変更し、当初の決定より公開する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合において、公開する部分を拡大した公文書について再度写しを交付するとき」には費用を徴収しないことができることとなっているため、本件事案の裁決後に、必要に応じて情報公開室において対応がなされることとなる。

(3) その他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

5 付言

当審査会としては、本件結論に至る判断とは別に、以下のとおり付言する。

本件請求において、実施機関が本件決定時に本件対象文書の全てを抽出していなかったことについては、公文書の管理の点で不適切な点があったと言わざるを得ない。実施機関においては、今後、情報公開請求がなされた場合には、公開決定等の期限内に対象公文書の抽出について適切な対応がなされるよう意見する。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年5月21日	実施機関からの諮問
平成27年8月13日	実施機関から弁明意見書の提出
平成27年10月30日	異議申立人から反論意見書の提出
平成28年2月22日	実施機関の口頭意見陳述，審議
平成28年3月25日	異議申立人から第2反論意見書の提出
平成28年3月29日	異議申立人の口頭意見陳述
平成28年4月18日	審議
平成28年5月20日	異議申立人から第3反論意見書の提出
平成28年5月23日	審議
平成28年6月20日	審議
平成28年7月20日	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜之，井上禎男，勢一智子，錦谷まりこ，北坂尚洋

別表

当初交付対象文書						追加交付対象文書
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
No (※1)	申請書(※2) 及び活動周辺 地図	調査票 (※3)	実施機関 作成資料	報告書 (※4)	その他 (当初交 付)	その他 (追加交付)
1	○	○	○	-	-	実施機関作成資料, 活動周辺地図, 現況 調査票 (※6)
2~5, 11, 17, 18, 22	○	○	○	-	-	-
6	○	-	○	-	-	-
7	○	○	○	○	-	延長申請書(※5), ノラ猫識別カード, 実施期間作成資料 (写真含む), 活動周 辺地図, 現況調査票 (※6) (写真含む)
8	○	-	○	-	-	現況調査票 (※6) (写真含む)
9	○ (写真有)	-	○	-	-	現況調査票 (※6) (写真含む)
10, 14, 19, 21	○	○	○	-	-	現況調査票 (※6) (写真含む)
12, 16	<12, 16 (個 別) >○	<12, 16 (個別) > ○	<12, 16 (個別) > ○	-	-	<12・16 共通> 現況調査票 (※6) (写真含む)
13, 24	○	○	○	-	-	現況調査票 (※6),

						実施機関作成資料
15	○	○	○	-	-	実施機関作成資料 (写真含む)
20, 23, 29	○	○	-	-	-	-
25	○	○	○	○	-	延長申請書 (※5), ノラ猫識別カード, 実施機関作成資料 (写真含む), 活動周 辺地図
26	○	○	○	-	-	現況調査票 (※6) (写真含む), 猫名 簿, 子猫・捨て猫名 簿
27	○	○	-	-	○ (任意の 報告書)	-
28	○	○	○	-	-	実施機関作成資料 (写真含む), 現況調 査票 (※6)
30	○	○	-	-	-	実施機関作成資料 (写真含む), 延長申 請書 (※5), 現況調 査票 (写真含む) (※ 6)
31	○	○	-	-	-	実施機関作成資料 (写真含む)
32	○	○	-	-	-	現況調査票 (※6), 指定地域作成資料
33	○	○	○ (写真含	-	-	-

			む)			
34・36	○	-	-	○	-	延長申請書 (※5), ノラ猫識別カード, 実施機関作成資料 (写真含む)
35	○	-	-	-	○ (任意の 報告書)	-
37~41, 43~45, 47~58	○	-	○ (写真含 む)	-	-	-
42	○	-	○ (写真含 む)	○		延長申請書 (※5), ノラ猫識別カード
46	○ (写真含む)	-	○ (写真含 む)	-	-	-

※1 当該「No」で示す指定地域は、「福岡市飼い主のいない猫との共生支援事業 実施状況」の「No」で示された(指定)「地域」と一致している。

※2 「飼い主のいない猫との共生活動推進実施地域申請書」の様式に記載されたものを指す。

※3 「指定希望地域調査票(地域記載用)」の様式に記載されたものを指す。

※4 「福岡市飼い主のいない猫との共生支援事業活動報告書」の様式に記載されたものを指す。

※5 「飼い主のいない猫との共生活動推進実施地域」の不妊去勢手術支援期間延長申請書」の様式に記載されたものを指す。

※6 「地域猫の現況調査票」の様式に記載されたものを指す。